

工事請負契約書

収入印紙

注文者(甲)名 _____ 様 印

住所 _____

連絡先 _____

請負者(乙)名 (株)大工高野建築工房 電話 042-403-3481

代表者 高野次郎 印 FAX 042-203-4138

住所 東京都小金井市前原町1-4-30

担当者名

この契約書と添付の工事請負契約約款、仕様書 冊、

並びに請負代金内訳明細書 1冊とによって工事請負契約を結ぶ。

1. 工事名

2. 工事場所

3. 工事種別

4. 工期 着工 令和__年__月__日 又は 契約の日から__日以内

完成 令和__年__月__日 又は 着工の日から__日以内

5. 引渡しの時期 完成の時期から14日以内

6. 請負代金 金 _____ 円也

うち工事価格 ¥ _____ 含む、取引に関わる消費税 ¥ _____ 含む

7. 支払い方法 ① この契約成立の時 ¥

② 部分払い(上棟時) ¥

③ 完成引渡しの時 ¥

8. 部分使用、部分引渡し 無

9. 個人情報の取り扱い 甲は甲宅建築にあたり、乙が甲の個人情報および個人データを

甲宅建築に携わる建築設計事務所および下請業者・協力業者等の第三者に提供することにつき

あらかじめ同意する。乙はこの個人情報および個人データを甲宅建築以外の目的で第三者に提供してはならない。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者が記名押印をして、各1通を保有する。

令和 4年__月__日

注文者(甲) 住所

氏名 _____ 印

請負者(乙) 住所 東京都小金井市前原町1-4-30

氏名 (株)大工高野建築工房 印

工事請負契約約款

第1条

1. 注文者(以下甲という)と請負者(以下乙という)は各々の対等な立場において、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

2. 契約の履行にあたっては、契約書、工事請負契約約款(以下「約款」という)及び添付の設計図・仕様書(以下「設計図書」といい、現場説明書及びその質問回答書を含む)に基づいて、この契約(契約書、約款及び設計図書を内容とする請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ)を履行する。

第2条

乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部若しくはその主たる部分を一括して、第三者に請け負わせること、若しくは委任することは出来ない。

第3条

1. 甲は、必要がある場合には工事内容を変更し若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2. 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害金を賠償しなければならない。

第4条

乙は工事に支障を及ぼす天候の不良、その他正当な事由がある場合、甲に工期の延長を求めることができる。

第5条

1. 天災地変、その他甲乙いずれにもその責を帰することができない不可抗力によって、工事の既成部分又は工事現場に搬入した工事材料に損害を生じたときは、乙は事実発生後すみやかに甲に通知する。

2. 前項の損害で重大なものについて、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額を甲が負担する。

第6条

請負者は完成工事の瑕疵について完成後、1ヶ年補修又はその損害についての賠償の責を負うものとする。但し設備機器の保障期間外、また自然素材における性質上の変化、建物の経年による原因、自然災害等の破損は保障対象外となります。

工事請負契約約款

第7条

1. 工事が工事請負契約書に定めた支払時期に達したときは、甲は乙の請求により請負代金を支払わなければならない。
2. 甲が乙に支払った金額に相当する工事既成部分は、甲の所有となるがその管理は引渡し完了するまで乙が行うものとする。

第8条

1. 次の各号の一、二にあたる場合、当事者(甲・乙)は請負代金額の変更を求めることができる。
 - 一. 工事の追加、変更があったとき。
 - 二. 予期することのできない急激な物価、賃金等の変動により請負代金額が適当でないとき認められるとき。
2. 請負代金額を変更するときは、工事の減少部分については見積もり書により増加部分については時価による。

第9条

1. 甲が、前払金、部分払いの支払いを遅延し、乙が相当の期間を定めて催告しても甲がなお支払をしないとき、乙は工事を中止することができる。
2. つぎの各号の一、二、三にあたる時、乙は契約を解除することができる。
 - 一. 乙の責に帰し得ない工事の遅延又は中止期間が工期の3分の1以上、又は2ヶ月に達したとき。
 - 二. 甲が工事を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき。
 - 三. 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなると認められるとき。